

令和6年4月

新入生・新入生保護者のみなさまへ

# 府立高等学校納付金の納入について

## (お知らせ)

令和6年度第1期分の学校納付金(独立行政法人日本学生支援機構-ツ振興センター-共済掛金及び学校徴収金)の納入期限日は、4月22日(月)です。

ウラ面の金融機関窓口で必ず4月22日(月)までに納入してください。

今回配付の納入通知書には授業料(第1期分)は含まれておりません。  
学年費等の学校徴収金は、就学支援金の申請の有無にかかわらずご負担  
いただいているもので、学校教育活動を支えるために必要な経費となっ  
ています。

### ★令和6年度入学生の第1期分授業料について★

就学支援金の受給資格認定を申請されない方は6月20日まで  
就学支援金の申請をされる方は所得審査の結果が出るまでの間、  
徴収を猶予します。(不認定となった方には、7月に請求する予定です。)

なお、所得審査の結果、就学支援金の認定を受けた方は第1期分の授業料を  
納付する必要はありません。

### 第2期分以降の口座振替の登録について

府立高等学校納付金の納入は口座振替でお願いします。

- 「納入通知書」の下についている「預金口座振替納入依頼書」をミシン目で切り離し、必要事項を記入して金融機関窓口にご提出ください。(ウラ面に記入例があります。)
- 「預金口座振替納入依頼書」の金融機関窓口への提出時期に応じて、各期から口座振替を開始します。  
5月末まで⇒第2期分から      8月末まで⇒第3期分から      11月20日まで⇒第4期分から
- 手続完了後は、口座振替開始をお知らせする書類「納入通知書兼口座振替納入案内書」をお届けします。
- 万一残高不足の場合は、納入期限日の翌月20日と翌々月20日に再度振替します。  
(ただし、第4期分については再度振替は翌月20日のみです。)
- 口座の変更・停止以外は再度の手続は不要です。



大阪府教育委員会

※ 学校納付金に関するご相談・お問い合わせは、各学校の事務室にご連絡ください。